

令和7年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第5号）

令和7年11月27日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	伊 場 哲 也
5 番	平 山 清 海	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	八 馬 祥 子	こども家庭課長	石 橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会事務局	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
---------	---------	-----------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利） 議案第1号から議案第20号までの20議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しました議案の審査結果は配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（飯嶋正利） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託しました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 永井孝佳 登壇）

○建設経済常任委員長（永井孝佳） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月19日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る11月12日の本会議において本委員会に付託されました議案は、議案第3号、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第20号、損害賠償の額を定めることについての3議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました3議案については、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、質疑の内容について要約して申し上げます。

議案第3号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第19号の主な質疑について要約して申し上げます。

観光街路灯の落下は劣化によるものなのか。また、観光街路灯は何基設置されているのかとの質疑では、落下は劣化に伴うもので、平成2年から6年にかけて旧飯岡町で整備したものを平成14年度から順次更新してきたが、未更新だったものが台風によって落下した。また、観光街路灯は三川地区の目那川から飯岡漁港に至る箇所と国道126号から飯岡刑部岬展望館に至る市道に連続して、全体で114基設置しているとの答弁がありました。

また、損害賠償額131万9,713円の内訳は。また、事故の状況を伺うとの質疑では、修理費が86万3,711円、代車代が42万5,700円、レッカー費が3万302円。代車代については、業者がお盆休み期間中であり、期間が長くなったため高額となった。事故現場はいいおかみなど公園入り口の県道飯岡一宮線との交差点で、当事者が公園から漁港方面へ向かう過程で、落ちた街路灯が車に当たったという状況との答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑について要約して申し上げます。

上水道管の腐食による道路の陥没が原因との説明であったが、陥没の規模はどの質疑では、水道管は塩化ビニル管で、陥没した規模は延長方向約1.5メートル、横方向約1メートル、深さは最深部で約1.2メートル、体積としては1.8立方メートル程度との答弁がありました。

また、今回と同様の管がその延長で入っていると思われるが、延長部分の漏水調査は行っているのかとの質疑では、直径100ミリメートルの配水管が入っており、過去にも漏水の発生があったことから、注意箇所として現場に出た際は点検をしているとの答弁がありました。

また、漏水のあった管については、耐用年数は超えていたのかとの質疑では、昭和56年の布設のため、そろそろ耐用年数を迎える時期との答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和7年11月27日、建設経済常任委員長、永井孝佳。

○議長（飯嶋正利） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田 恒） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月12日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第11号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、工事請負契約の締結についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月20日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について申し上げます。

一つ目は、3款1項2目民生費の自立支援給付事業について、当初予算から増となった理由と事業内容はとの質疑では、共同生活援助給付費は当初116人を見込んでいたが、上半期の状況から最終的に122人の利用を見込んでいる。障害のある方が症状の悪化や、退院から在宅になる間のグループホームの利用という形で増えている状況。また、生活・療養介護給付費は当初189人を見込んでいたが、最終的には192人の見込みとした。知的障害や精神障害のある方の日常生活の支援を行う給付事業になるとの答弁がありました。

二つ目は、3款2項2目広域連合負担金の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金について、割合と概略の金額はとの質疑では、負担金には共通経費負担金と療養給付費負担金があり、今回の補正対象は療養給付費負担金で、医療の給付に要する経費となる。この経費は定率で12分の1であり、令和6年度に5億8,749万9,000円を納付しているが、医療給付費が確定し不足が生じたため、今回1,555万3,000円を追加納付するものとの答弁がありました。

三つ目は、3款3項5目障害児通所支援事業について、児童発達支援・放課後等デイサービスでゼロ歳から未就学児まで、放課後等は6歳から18歳までの年齢層別の人数と近年の利用者数の傾向はとの質疑では、年齢別の数値は把握していないが、全体としては、児童発

達支援給付は64人から108人の見込みとし、放課後等デイサービス給付費は135人から165人の見込みとして補正予算を計上した。事業の方向としては、利用者は伸びていくと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第2号について申し上げます。

後期高齢者が増えている中、保険料もかなり増えているが、今後の見通しは。また、令和7年の被保険者数はとの質疑では、昨年度までは団塊の世代が増えていたが、今後は緩やかに人数は伸びると推計される。令和7年9月末現在の被保険者数は1万970人であるとの答弁がありました。

次に、議案第4号について申し上げます。

この条例の概略はどのようなものかとの質疑では、新しく始まる制度で、通称「こども誰でも通園制度」と呼ばれている事業で、全ての子どもの育ちを応援し良質な成育環境を整備することで、子どもの成長を支援するものである。生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月10時間の利用可能枠の中で、就労要件等を問わずに時間単位で保育所を利用できる通園給付制度になるとの答弁がありました。

次に、議案第5号について申し上げます。

この条例による事業の内容はとの質疑では、子ども・子育て支援法に基づき、事業を行う事業者に対して給付費という形で支援を行うが、その給付費を支払うための確認事項を定めたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第18号について申し上げます。

現在、どこの自治体でも、物価高騰により落札できない状況が続いている。2者が4億8,000万円台で見積りを提出しており、工事が進む中で補正が必要になる状況になることも考えられるが、そういうことがないように執行してほしいとの質疑では、物価高騰や工事の中で変更等があった場合は、約款に基づき工事業者と管理業者、市で協議を行いながら工事を進めていく。大規模な改造工事であり、仕様の変更や数量の増減など発生することが想定されるが、定期的に数量の増減などチェックし、軽微な調整を進めておき、大幅な金額の増減や工期の変更等が生じた場合には、契約変更ということになるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号、議案第18号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年11月27日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。最終日お疲れさまでございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月12日の本会議において本委員会に付託されました、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算についてのうち所管事項、議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第17号、財産の処分についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月21日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、市でどのように活用するのかを検討する時間はどのくらいあったかとの質疑では、5月末頃に交付額が約3,000万円ということで国からの通知があり、各課に対してどのような事業が行えるかを調査した。その後、主要な部署で協議を行い、幾つかある案の中から交付額に見合った事業として決定した。様々な事業を検討する時間が必要であったため、今回の11月補正での提案となったとの答弁がありました。

次に、議案第8号について申し上げます。

人事院勧告や千葉県人事委員会の勧告に伴って給与等の改定をしているとのことであったが、施設の利用者から苦情があるものに対して何も対応ができていない。このような職員の体制の中で、改定が市民に受け入れられるだろうかとの質疑では、給与改定は、人事院勧告

及び千葉県人事委員会勧告に基づいて改定している。会計年度任用職員の雇入手続に関しては、担当課で面接や人事考課を行っている。ただ、総括的に職員を管理する総務課として、そういったことがある場合は実態把握に努め、必要に応じて総務課のほうで指導なり改善を促していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第10号について5点申し上げます。

1点目は、大原幽学記念館について、入館料を据置きとした理由はどの質疑では、まず、令和3年から5年の過去3年の平均原価は、施設の管理運営費を利用者数で割った8,178円と算出している。大原幽学記念館は、利用者負担割合を50%とし、半額の4,089円が基準の使用料となるが、日本の博物館総合調査では、大人1人当たりの入館料は平均434円で、中央値で310円であることから、県内の同種施設の使用料の状況も踏まえ、据置きとしたとの答弁がありました。

2点目は、今回の使用料見直しに当たり、パブリックコメントなど市民の意見を聞く機会は設けたかとの質疑では、今回の見直しは、物価や光熱費等の上昇による必要最低限のものであることから、一定の値上げを避けられない状況である。パブリックコメントは実施していないが、アクションプランにて見直しを実施する旨を記載しているとの答弁がありました。

3点目は、海上健康増進センターは高齢者の利用が多く、利用を楽しみにしているが、改定幅が大きいと感じる。アクティブシニアを増やしていくという市の政策がある中、施設を利用することで医療費や介護、福祉に係る金額が抑えられると思うが、そうすると今回の値上げは政策的に違いがあると思われるがいかかとの質疑では、まずは、施設の維持管理費が上がっている。施設の利用者の負担はそのまま、増えた分を利用しない人からの税金で賄うのはどうかという考えがある。それについては、利用者負担と税負担のバランスを取りながら料金を上げる。そのため、アクティブシニアを増やす政策をないがしろにするわけではないとの答弁がありました。

4点目は、長熊釣堀センターについて、利用者が離れている状況である。市外利用者の料金を大きく上げているが、どのように研究検討したのかとの質疑では、過去3年間の平均原価は、維持管理経費を利用者数で割った1,315円と算出している。利用者負担割合を100%とし、施設利用者の9割以上が市外であることから、新たに市内と市外の区分を設け、市民は据置きとし、市外は1,300円としたとの答弁がありました。

5点目は、コミュニティ施設でみそを作る施設数について、地域によって偏りがあり、行政改革ができていないが、同様の施設は一律で利用料を上げている。統廃合を研究してから

一律で料金を検討すべきではとの質疑では、市内には類似施設がたくさんあり、利用者もある中で統廃合が遅れている。この状況が続くと施設全体の維持にも影響が出るため、公共施設の個別施設管理計画で今後どうしていくかを十分検討している。維持管理経費を考えると、施設を利用しない方にも負担してもらうことから、今回改定とした。

次に、議案第14号について申し上げます。

火災の注意報を発することができるようになったが、具体的に発令の条件と方法はとの質疑では、発令の基準は2項目ある。1点目は、前3日間の降水量が1ミリ以下、かつ前30日間の降水量が30ミリ以下。2点目は、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表されている場合である。また、発令方法として、防災行政無線による広報と消防車両のスピーカーによる巡回広報等を実施したいと考えている。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第10号が賛成多数、そのほかの8議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年11月27日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党、旭市議会議員、松木源太郎です。

2025年、令和7年11月27日、市議会第4回定例会最終日に当たり、第1号議案、令和7年度旭市一般会計補正予算（第3号）について、反対の討論をいたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算（第3号）については、旭市交付税を財源とした職員並びに特別職の給与及び期末手当の増の改定を主としたもので、地方交付税の約半分は給与等の増額に使われました。しかし、国庫支出金、国庫補助金の使われ方に疑念が生じ、詳しく調べるため、担当課に、本年5月の「令和7年度一般会計予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」」について拝読させていただきました。

今回補正財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補助率定額3,152万9,000円です。全国で1,000億円です。通達の中の重点支援地方交付金の取扱いについてを熟読すると、生活者支援の四つの事例から見て、今回の補正で示された就学前児童応援給付金1人1万3,000円、2,320人を対象は、少し対象が違うのではないかと。今必要なのは物価高騰で大変な低所得者世帯です。高齢で国民年金の世帯などの方々は、生活保護ぎりぎりの生活をしています。今回の約3,000万円の援助は、このような方の支援を行うべきではなかったのではないかと。このように、私は補正予算を審議して判断いたしました。

現在の旭市では、生活保護世帯が近隣の自治体の6割程度ということについて、大変疑念を持っており、これらの点から反対するものであります。

以上。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第1号の討論を終わります。

続いて、議案第2号から議案第5号までについて討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第6号について討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 議案第6号について、反対の立場で討論いたします。

この議案は、議員の期末手当を少し上げるという議案です。金額にしたらそんな大した額ではないんですけども。現在議員は89万9,300円、6月と12月に頂いております。この額は、一般の企業の平均に比べて少なくはないと思います。むしろちょっと高いぐらいなのかなと思っております。この上げる理由が人事院勧告に倣ってということなんですけれども、これは一般職の公務員が成果とかでは、はかれないから人事院勧告を基に給与を上げていく

ものだと思うんですけども、市議会議員がこの人事院勧告に倣う必要はどこにもないと思っております。

それで、今、国会でも5万円月額報酬を上げるという案が出ておりますけれども、これに対するの民意はどちらかという、というかもう大幅に否定的な意見が多いと感じております。SNSとか、あとはポータルサイトの掲示板などを見ると、もうほとんどが議員報酬を上げなくていいよとか、民間がこんなに不景気で給料も上がっていないのに、あとは可処分所得も減っているのに、何で議員だけこんなに上げるんだと、こういう否定的な意見が多いと私は感じております。

そんな中、こんなに民意が否定的なのに、何の根拠もなく、議員給料、期末手当ですね、それを上げるべきではないのではないかなと考えました。もし議員の期末手当を上げるのであれば、民間が、給料が上がった、あとは可処分所得が上がった、そう感じた後に議員が上がればいいのではないかなと思います。ですので、今回は、今はその状況にないと思いますので、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第6号の討論を終わります。

続いて、議案第7号から議案第9号までについて討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第10号について討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎です。

議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、引上げに反対の立場から討論させていただきます。

今回、約115の使用料、手数料のうち98の使用料、手数料の値上げをしようとするものです。これらの値上げは、今進んでいるインフレ状態のような物価高騰に便乗して値上げをするもので、地方自治体の使命を忘れたとんでもないことです。

地方自治体は、住民の要求に応じて、健康の増進施設、スポーツ施設、みそ作りなどの共同で行う伝統的な加工食品の施設などを利用してきました。これらの施設は、安い料金で利用できるからこそ、協働と連帯の和をつくってきたのです。これらを保持するには、費用がかかるといって一斉に値上げするなど、旭市は財政的な逼迫をしているんですか。

ある施設では、故障して利用できないままの施設の利用料を値上げするので、住民の方は、どうするんだ、直してから値上げしろと怒っております。

さらには、民間委託した12の体育施設はどうするのですか。ここも次回の民間委託のときに改定するのですか。年間1億1,000万円も払って民間委託してしまっている。こういうような事態をどういうふうにして、今回のような値上げのときに反映しようとしているのですか。値上げするなら、東電の電柱や電話柱の年間800円や300円を値上げしたらどうですか。

議員の皆さん、賛成しないでもって、値上げを阻止しましょう。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第10号の討論を終わります。

続いて、議案第11号から議案第17号までについて討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第18号について討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 議案第18号、工事請負契約の締結について（旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築））の採択に反対の討論をいたします。

9月議会では、この建物の電気工事の工事請負契約の議案が採択されています。普通は、建築工事の案が採択されてから、電気設備工事が同時か、または次の議会で採択されるんでしょう。今回は2か月半後の建築工事です。順番が違うのではないですか。

今回の旭市の予定価格はどこで設定したのでしょうか。市が独自の設定をしたのですか。これでは、来年11月までに建設する予定ですが、予定どおりできるか疑問です。電気施設、建設とも費用の増額の要求が当然発生します。今後はこのままでもって抑えられますか。契約に基づいて、必要になったら増額する。結局これでは、計画を立てて入札をし、そして工事を請けに出した本当の意味が失われているでしょう。

このことを求めて反対するものであります。次にやり直していただきたいと、このように私は要求いたします。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第18号の討論を終わります。

続いて、議案第19号、議案第20号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第20号までの20議案について採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) もう一度確認してください。お願いいたします。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを

押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、財産の処分について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 事務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 向後 稔 登壇)

○総務課長（向後 稔） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の2ページをご覧ください。

一つ、リバースストーンズ1組ほか保育所用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、9月17日受納いたしました。

一つ、金10万円を五十嵐和代様より、9月30日受納いたしました。

一つ、豚肉282キログラムを有限会社Pig Fertilize松ヶ谷様より、10月7日受納いたしました。

一つ、金10万円を旭市ゴルフ協会様より、10月10日受納いたしました。

一つ、金20万円を小川匡夫様より、10月31日受納いたしました。

一つ、豚肉248キログラムを旭市養豚推進協議会様より、11月19日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利） 事務報告は終わりました。

◎日程第4 閉 会

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、令和7年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 0分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 飯 嶋 正 利

副議長 片 桐 文 夫

議 員 菅 谷 道 晴

議 員 伊 場 哲 也

議 員 平 山 清 海